

西尾市東幡豆体育館使用料

| 利用区分 | | 金額 | | |
|------|-----|--|--|--|
| | | 午前 9 時から 午前 11 時まで 又は 午前 11 時から 午後 1 時まで | 午後 1 時から 午後 3 時まで 又は 午後 3 時から 午後 5 時まで | 午後 5 時から 午後 7 時まで 又は 午後 7 時から 午後 9 時まで |
| 専用利用 | 体育館 | 平日 | 1,840円 | 1,840円 |
| | | 土曜日、日曜日及び国民の休日 | 1,840円 | 1,840円 |
| 放送設備 | 体育館 | 一式 1回 | | 620円 |

備考

- 1 アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。
- 2 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 4 体育館の2分の1を利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 5 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 6 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 7 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 8 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 9 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。